

新旧対照表

改正後（新）	改正前（旧）	備考
<p>【介護給付費（訪問系サービス）・移動支援費の算定について】 令和8年4月</p> <p>p.2</p> <p>1 居宅介護・重度訪問介護・行動援護・同行援護・移動支援計画の作成</p> <p>(5) 標準利用可能時間数について 2</p> <p>2 算定における留意事項</p> <p>(1) ヘルパーの2人派遣について 3</p> <p><u>(2) 運転中の算定について 3</u></p> <p><u>(3) 提供時間の間隔について 4</u></p> <p><u>(4) 減算対象ヘルパーについて 4</u></p> <p><u>(5) ヘルパーが利用者と一緒にいる家事について 4</u></p> <p>p.3</p> <p>II 居宅介護等計画及び算定方法の概要</p> <p>2 算定における留意事項</p> <p>(1) ヘルパーの2人派遣について (略)</p> <p><u>※ 重度訪問介護の熟練従業者による同行支援については、「重度訪問介護における熟練従業者による同行支援の取扱いについて」（令和7年10月17日札障第2795号札幌市保健福祉局障がい保健福祉部長通知）を参照してください。</u></p> <p><u>(2) 運転中の算定について</u> ヘルパーが運転手を兼ねている場合の、運転時間については、報酬算定の時間から除きます。 <u>※ 重度障害者等の常時の支援を必要とする利用者に対して、運転手の他のヘルパーが、移動中も利用者の隣で、常時支援を行える体制である場合を除く。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>運転中の算定について 【記録】 ◎ サービス提供実績記録票の備考欄に「運転中〇時～〇時を除く」と記載。 【電子請求】 ◎ 国保連電子請求サービス提供実績記録票情報に、居宅介護、同行援護においては、運転フラグ「1」を設定すること。重度訪問介護、行動援護については、備考欄に「運転中〇時～〇時を除く」と入力すること。 ※ 詳細はインタフェース仕様書(サービス事業所編)を参照。</p> </div> <p><u>※ 障害者総合支援法に基づく居宅介護、行動援護、同行援護、重度訪問介護、重度障害者等包括支援及び地域生活支援事業の移動支援事</u></p>	<p>【介護給付費（訪問系サービス）・移動支援費の算定について】 令和6年4月</p> <p>P.2</p> <p>1 居宅介護・重度訪問介護・行動援護・同行援護・移動支援計画の作成</p> <p>(5) 標準利用可能時間数について 3</p> <p>2 算定における留意事項</p> <p>(1) ヘルパーの2人派遣について 3</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(2) 提供時間の間隔について 3</p> <p>(3) 減算対象ヘルパーについて 4</p> <p>(4) ヘルパーが利用者と一緒にいる家事について 4</p> <p>p.3</p> <p>II 居宅介護等計画及び算定方法の概要</p> <p>2 算定における留意事項</p> <p>(1) ヘルパーの2人派遣について (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(新設)</p> <p>(変更)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改正後（新）	改正前（旧）	備考																								
<p>業を実施する事業者が行う障害者及び障害児の運送については、<u>道路運送法（昭和26年法律第183号）上、運送サービスに対する報酬が支払われないと扱われるものは、有償の運送には該当しないため許可（同法第4条又は第43条の事業許可）又は登録（同法第79条の登録）は不要です。詳細は、「道路運送法における許可又は登録を要しない運送に関するガイドラインについて」（令和6年3月1日国自旅第359号各地方運輸局自動車交通部長・沖縄総合事務局運輸部長宛国土交通省物流・自動車局旅客課長通知）を参照の上、判断に迷う場合は運輸局へお問い合わせください。</u></p> <p>(3) 提供時間の間隔について （略）</p> <p>(4) 減算対象ヘルパーについて （略）</p> <p>(5) ヘルパーが利用者と一緒にいる家事について （略）</p> <p>【自己点検表（居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護）】</p>	<p>(2) 提供時間の間隔について （略）</p> <p>(3) 減算対象ヘルパーについて （略）</p> <p>(4) ヘルパーが利用者と一緒にいる家事について （略）</p> <p>【自己点検表（居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護）】</p>	<p>（変更）</p> <p>（変更）</p> <p>（変更）</p>																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">第7 その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="129 874 248 916">通・否</td> <td data-bbox="248 874 633 916">障害福祉サービス等情報公表制度</td> <td data-bbox="633 874 1003 916">障害福祉サービス等情報公表システムに掲載する事業所情報を市に報告しているか。</td> <td data-bbox="1003 874 1016 916">-</td> </tr> <tr> <td data-bbox="129 916 248 1043">通・否</td> <td data-bbox="248 916 633 1043">運転中の運転記録について</td> <td data-bbox="633 916 1003 1043">ヘルパーが運転手を兼ねている場合の、運転時間については、報酬算定の時間から除くこと（※）。併せて、以下の対応を行うこと。 ① サービス提供実績記録票の備考欄に「運転中〇時～〇時を除外」と記載。 ② 国保連電子請求サービス提供実績記録票情報に、居宅介護、同行援護においては、運転フラグ「1」を設定すること。重度訪問介護、行動援護については、備考欄に「運転中〇時～〇時を除外」と入力すること。 ※ 重度障害者等の常時の支援を必要とする利用者に対して、運転手の他のヘルパーが、移動中も利用者の隣で、常時支援を行える体制である場合を除く。</td> <td data-bbox="1003 916 1016 1043">-</td> </tr> </tbody> </table>	第7 その他				通・否	障害福祉サービス等情報公表制度	障害福祉サービス等情報公表システムに掲載する事業所情報を市に報告しているか。	-	通・否	運転中の運転記録について	ヘルパーが運転手を兼ねている場合の、運転時間については、報酬算定の時間から除くこと（※）。併せて、以下の対応を行うこと。 ① サービス提供実績記録票の備考欄に「運転中〇時～〇時を除外」と記載。 ② 国保連電子請求サービス提供実績記録票情報に、居宅介護、同行援護においては、運転フラグ「1」を設定すること。重度訪問介護、行動援護については、備考欄に「運転中〇時～〇時を除外」と入力すること。 ※ 重度障害者等の常時の支援を必要とする利用者に対して、運転手の他のヘルパーが、移動中も利用者の隣で、常時支援を行える体制である場合を除く。	-	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">第7 その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1039 874 1158 916">通・否</td> <td data-bbox="1158 874 1543 916">障害福祉サービス等情報公表制度</td> <td data-bbox="1543 874 1912 916">障害福祉サービス等情報公表システムに掲載する事業所情報を市に報告しているか。</td> <td data-bbox="1912 874 1926 916">-</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1039 916 1158 1043">通・否</td> <td data-bbox="1158 916 1543 1043">障害福祉サービス等情報公表制度</td> <td data-bbox="1543 916 1912 1043">障害福祉サービス等情報公表システムに掲載する事業所情報を市に報告しているか。</td> <td data-bbox="1912 916 1926 1043">-</td> </tr> </tbody> </table>	第7 その他				通・否	障害福祉サービス等情報公表制度	障害福祉サービス等情報公表システムに掲載する事業所情報を市に報告しているか。	-	通・否	障害福祉サービス等情報公表制度	障害福祉サービス等情報公表システムに掲載する事業所情報を市に報告しているか。	-	<p>（新設）</p>
第7 その他																										
通・否	障害福祉サービス等情報公表制度	障害福祉サービス等情報公表システムに掲載する事業所情報を市に報告しているか。	-																							
通・否	運転中の運転記録について	ヘルパーが運転手を兼ねている場合の、運転時間については、報酬算定の時間から除くこと（※）。併せて、以下の対応を行うこと。 ① サービス提供実績記録票の備考欄に「運転中〇時～〇時を除外」と記載。 ② 国保連電子請求サービス提供実績記録票情報に、居宅介護、同行援護においては、運転フラグ「1」を設定すること。重度訪問介護、行動援護については、備考欄に「運転中〇時～〇時を除外」と入力すること。 ※ 重度障害者等の常時の支援を必要とする利用者に対して、運転手の他のヘルパーが、移動中も利用者の隣で、常時支援を行える体制である場合を除く。	-																							
第7 その他																										
通・否	障害福祉サービス等情報公表制度	障害福祉サービス等情報公表システムに掲載する事業所情報を市に報告しているか。	-																							
通・否	障害福祉サービス等情報公表制度	障害福祉サービス等情報公表システムに掲載する事業所情報を市に報告しているか。	-																							